

## 令和6年度安曇野市教育委員会 4月定例会会議録

日 時：令和6年4月24日（水）午後1時30分

場 所：安曇野市役所3階 会議室301

### <出席者>

教育委員：教育長 橋渡勝也、教育長職務代理者 遠藤正志、教育委員 二村美智子、

教育委員 羽田野賢二、教育委員 川北久美

事務局：教育部長 洞武志、学校教育課長 上條貴芳、学校給食課長 西澤弘修、

生涯学習課長 二木正、文化課長 三澤新弥、子ども家庭支援課長 山越寿彦、

こども園幼稚園課長 佐々木真貴、学校教育課教育指導室長 山口隆志、

学校教育課学校教育担当係長 堀内雅文

書 記：学校教育課教育総務係長 高橋満

傍聴者：報道機関 0名

傍聴人 1名

### ◎開 会

教育部長 定刻になりましたので、ただいまから安曇野市教育委員会令和6年4月定例会を開会いたします。

---

### ◎教育長あいさつ

教育部長 それでは、橋渡教育長からご挨拶をお願いいたします。

教育長 4月定例会の開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

昨年、新学期が始まったばかりのこの時期に、市内の中学生が水難事故に遭い、貴い命が失われてしまいました。安曇野では早くも田植が始まるなど、用水路に水が通り、農作業が活発に始まりました。水の恵みとともに、怖さについてもしっかりと教え、二度と悲しい事故に遭うことがないように祈っております。

新年度に当たり、改めて交通事故、水難事故等への注意を怠ることなく、子どもたちの笑顔があふれる日々であることを願って、挨拶といたします。

では、本日もご審議よろしくお願いたします。

---

◎発議による非公開案件の決定について

**教育長** それでは、本日の会議事項における公開、非公開についてお諮りいたします。

教育委員会の会議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項において、教育委員会の会議は公開する。ただし、人事に関する事件、その他の事件について、教育長または委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができると規定されております。

本日の協議事項、報告事項について、安曇野市情報公開条例第5条第1項第2号に規定する個人に関する情報で、特定の個人が識別され、または識別され得るもので、個人情報の保護に該当する案件として、議案第1号、第3号、第4号、報告第1号から第7号、第10号、同条例第5条第1項第5号に規定する自治体の実施機関等の内部における審議、検討または協議に関する情報で、公にすることにより率直な意見の交換または意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件として、報告第11号、以上12件を非公開とするよう発議いたします。

このことに関して、委員からご意見はありますか。

(発言する者なし)

**教育長** ないようですので、議決に移ります。

それでは、先に申し上げました議案3件、報告事項9件について、非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

**教育長** ありがとうございます。3分の2以上の挙手がありましたので、本日の会議において非公開とする案件は、議案第1号、第3号、第4号、報告第1号から第7号、第10号及び第11号と決定いたしました。

会議の順番につきましては、議案第2号、第5号、報告第8号及び第9号を公開とし、以後、会議を非公開として、残りの議案を扱います。

なお、議案第5号に関わる申請書は、個人または法人に係る情報が記載されているため、非公開といたします。

---

◎議案第2号

**教育長** それでは、協議に入ります。

議案第2号について説明をお願いします。

**教育部長** 教育部全体に関わることは私のほうから説明させていただきますが、個別具体的な案件につきましては、各担当課長から説明並びにお答えをさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第2号について、学校教育課長からご説明いたします。

**学校教育課長** 「陳情について」資料により説明。

**教育長** では、ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

**遠藤委員** 子どもたちが授業で実際に使う教科書に関することですので、非常に重い中身だと思いますので、慎重に考えていかなきゃいけないことだと思います。そんなようなことを思いながら、資料のほうを読ませていただきました。

裏に細かい陳情の中身が出ていますが、読ませていただいて、本当に多岐にわたるいろいろな要望が出ていて、私、読ませていただいて、このことはもう実際この地区ではやっていることじゃないかなと思うようなこととか、あと、このことはちょっと現実的に学校の教育現場を考えると、ちょっと難しいんじゃないか、無理があるんじゃないかと思うようなこととか、あと、何でこんなことが必要なのかな、その理由をもうちょっと知りたいな、聞きたいなと思うようなこと、そういうようないろいろなことを、この裏を見て感じました。

それで、それ以前に、私ちょっと疑問に思ったというか、感じたことなんですけど、この文章が一体どこから出てきているのかということ、右上のところを見ると、日本出版労働組合連合会、まあ組合ということですね。それで、その名前が、教科書対策部部長というふうになっている。えーっと思いました。正直言って。これだけの大切な中身に対する陳情が、部長名で出ているというのはどうなのか。一般的には、ここのところは組合ですから執行委員長とか、連合会となっていますから連合会長とか、そういう責任あるトップの人の名前がきてしかるべき中身、大事な内容を含んでいると思います。

そう考えると、連合会長名の陳情だったらまだいろいろ検討するのも必要に、余地もあるのかなと思いますけれども、この文章というのは、その検討をすることは果たしてどうなのか。もっと言えば、なぜ会長名で出さなかったのか。そこら辺のところも知りたいなということをおもいましたし、また、これはありますように、本年度の中学校の教科書採択に関する要望ですが、昨年度が小学校の採択があったわけですが、昨年度はこれは出ていなかったと

思うんですよね。昨年度出て、小学校のときに出ていなくて、何で今回中学校のときに出てくるのか。昨年度何かトラブルというか、何かがあったので、今回これを出してきたのか。あったとすれば一体何があったのか。そんなようなことを知った上で、採択なり不採択なりしていくことが必要じゃないかなということを思いました。

また、先ほど説明にもありましたが、この地区は単独でやっていませんので、松塩筑安曇地区でやっていますので、またそこら辺の他市町村の関係とか、そこら辺のところもちょっと状況も知りたいというようなことも、こういう資料に対する対応の状況も知りたい。もっと言えば、単独でやるということにはちょっと難しいんじゃないかということも思いますので、そんなようないろいろなことをもうちょっと知った上で、検討することが適当じゃないかなということを思います。

ですので、今、事務局のほうでは慎重にというお話でしたが、まさにそのとおり。ここで今回、即採択・不採択ではなくて、もう少し調べていただいた上で検討していただいたほうがいいんじゃないかなというふうに思いました。

**教育長** 関連したご意見はございますでしょうか。

**二村委員** 義務教育小学校の教科書用図書の無償措置に関する法律の規定に基づいて、松本市、塩尻市、安曇野市、東筑摩郡内合同で採択研究協議会が開かれています。私は2度ほど担当として出席をしております。採択基準や調査の観点等、内容に関するものについては、採択事務終了日の翌日に開示することになっています。この申入れに書かれているところの内容については、既に取り組んでいますので、今までどおりの対応の仕方でいいのかなと私は思います。

ですが、今、遠藤委員がおっしゃったように、慎重に検討していただいた方がよい内容かなと思います。

**教育長** 関連してございますでしょうか。

(発言する者なし)

**教育長** それでは、事務局、今の遠藤委員、二村委員のご意見、ご質問については、ここで全て答えるというよりも、時間が必要と考えてよろしいでしょうか。

**学校教育課長** ご意見いただきましてありがとうございます。

事務局としまして、今のご意見、参考にさせていただきます。一旦この場でお諮りするのにはちょっと取りやめたほうが無難かというふうに思っております。一旦保留としまして、次回以降に改めて協議するほうがよいかと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

**教育長** では、ただいま委員からご指摘のあった点について、事務局で調査を行った上、改めてご提案をさせていただくということにしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**教育長** ありがとうございました。では、議案第2号については保留といたします。

---

◎議案第5号

**教育長** 次に、議案第5号について議題といたします。

説明をお願いします。

**生涯学習課長** 「共催・後援依頼について」資料により説明。

**文化課長** 「共催・後援依頼について」資料により説明。

**子ども家庭支援課長** 「共催・後援依頼について」資料により説明。

**教育長** では、ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

**羽田野委員** ちょっと質問させていただきたいと思いますが、この共催・後援についての審査基準のところ、第3条第2項のところ、(2)公益性のあるもので営利を目的としないものであることと、あと(5)のところ、その他経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないことというのがあるんですけども、ここでいう営利というのは、どの程度の規模のことをいうんですか。

**子ども家庭支援課長** 今回のところの中では、大きなものとしてはサーカスのものがあるかと思うんですけども、資料49ページにその収支予算書を提出させていただいてございますが、特に金額に定めがあるものではございませんが、大きな収入がその団体のものとなるようなものについては、一考、考慮する必要があるかなというふうに考えております。

なお、ここで入場料が一般で2,500円、子ども1,500円ということで、それぞれ2,500万、1,500万、合わせて4,000万が収入として見込まれておりますが、これにつきましては、その全額がサーカス団体の運営費として使われることになるということで、企業本体の、申請者の利益になるものではないというような判断をさせていただいております。

ここでいう申請者というのは、先ほど申し上げた3社、信毎、井上、放送局ですが、その申請者の利益になるものではないという判断で、今回はさせていただきました。

**羽田野委員** ありがとうございます。

続けていいですか。

教育長 どうぞ。

羽田野委員 今、山越課長から説明いただいたので、その部分についてはよく分かるんですが、そうした場合に、例えばこの18ページの収支計画書というと、これは収入と支出のバランスでいうと、収支の計でプラスが出ているんですが、こういったものは利益とは言わないんですか。

生涯学習課長 18ページの収支計画書のほうにつきましては、「荒野に希望の灯をともし」のものでございますので、私のほうからご説明させていただきます。

ご指摘のとおり、差引きプラスで7万4,340円と出ておりますけれども、当日も映画の上映料、入場料ですが、ごく一般的なものと比べてもさほど高くもなくということで、実際この当日の映画の上映の運営に関わるもの、21ページに委員長から始まっています、委員の方まで7名の方がいらっしゃいます。その人たちの当日の費用弁償といえますか、7で割ると大体1人1万円程度ということで、こちらのほうは特に、特段多くの利益を上げているものではないということで判断いたしまして、営利目的ではないという判断をさせていただいております。

教育長 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 それでは、生涯学習課の共催1件、後援1件、文化課の共催2件、子ども家庭支援課の後援5件は、いずれも承認ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第5号は承認いただきました。

---

◎報告第8号

教育長 次に、報告事項に移ります。

この報告事項につきましては、安曇野市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則等に基づき、私が決裁を行った事務のうち報告が必要と判断したもの及び各課が進めている事業のうち特に教育委員会に報告する必要があるものについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第3項の規定等により報告させていただくものでございます。

では、最初に、報告第8号について説明をお願いします。

学校教育課長 「後援依頼の教育長専決の報告について」資料を読み上げ。

生涯学習課長 「後援依頼の教育長専決の報告について」資料を読み上げ。

文化課長 「後援依頼の教育長専決の報告について」資料を読み上げ。

子ども家庭支援課長 「後援依頼の教育長専決の報告について」資料を読み上げ。

教育長 では、ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 特にございませんでしょうか。

では、学校教育課1件、生涯学習課3件、文化課4件、子ども家庭支援課1件の後援については、了承ということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第8号は了承いただきました。

---

#### ◎報告第9号

教育長 次に、報告第9号について説明をお願いします。

学校教育課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

学校給食課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

生涯学習課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

文化課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

子ども家庭支援課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

こども園幼稚園課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 では、ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 特にございませんでしょうか。

それでは、報告第9号 各課報告については、了承ということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第9号は了承をいただきました。

それでは、ここで休憩いたします。

(休憩)

教育長 それでは、再開いたします。

以降の議題につきましては非公開といたします。

(以後、非公開)

---

- ◎議案第1号 安曇野市学校運営協議会委員の任命について
  - ◎議案第3号 安曇野市学校給食センター運営委員の委嘱等について
  - ◎議案第4号 安曇野市子ども・子育て会議に係る委員の委嘱について
  - ◎報告第1号 生活環境の中での過敏症に関するアンケート結果について
  - ◎報告第2号 安曇野市人権教育指導員の委嘱について
  - ◎報告第3号 安曇野市人権教育推進委員会委員の委嘱について
  - ◎報告第4号 安曇野市博物館協議会に係る委員の任命について
  - ◎報告第5号 子ども会育成会連合会常任委員の推薦について
  - ◎報告第6号 安曇野市青少年センター運営委員の委嘱について
  - ◎報告第7号 安曇野市青少年委員の委嘱について
  - ◎報告第10号 児童生徒の指定校変更及び区域外就学者
  - ◎報告第11号 教育長報告
- 

(以下、公開)

◎その他

教育長 次に、その他の事項に移ります。

(2) その他

教育長 では、その他の案件で何かございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 ないようですので、以上で本日の定例会に付議させていただいた案件は全て終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

---

◎閉 会

**教育部長** それでは、以上をもちまして、安曇野市教育委員会令和6年4月定例会を閉会とさせていただきます。

大変お疲れさまでした。